



## 一人親方さん便り



カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成27年12月

今年も、当会をご選択いただきまして有難うございました。

ご加入頂いております「労災特別加入制度」は、現場労災の対象にならない一人親方の皆様にも、万一の場合には現場労災と同様に国の手厚い労災補償が受けられる制度です。

裏面に、次年度の更新手続き予定をご案内しております。あらためて来年2月以降に更新手続きのご案内をさせていただきますので、引き続きご加入更新の手続きをよろしくお願い致します。

なんといっても事故無く過ごして頂くことが一番です。年末年始はどうしても自身も周りも気があせり、労災事故のリスクも高まります。ヒヤリ・ハット対策に気を配り、また体調管理もしっかりと行っていただき、年末年始を元気に過ごしていただき、来年も事故の無い1年をお過ごし下さい。      ご安全に！！

(労災豆知識)      保険給付の内容・・・国の手厚い労災補償・・・

一人親方さんが作業中または現場（自宅）移動中によりケガをした場合には、所定の保険給付が受けられます。

例えば、作業中にケガをして病院へ行き治療を受けたら「療養補償給付」現物給付（治療・薬）、その後そのケガの療養のため4日以上仕事が出来ない場合には4日目から収入補償の「休業補償給付」。1年6ヶ月が経過した日においてケガが治らず傷病等級にも該当していたら「傷病補償年金」。治った後に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じて「障害補償年金か一時金」が支給されます。障害年金か傷病年金を受給していて、一定の障害を有していて現に介護を受けている場合には「介護補償給付」、万が一ケガがもとで亡くなった場合は「遺族補償給付」に加えて遺族特別支給金として300万円が一時金で支給されます。一番最初に述べました療養補償給付は、一人親方さんが希望（決定）した給付基礎日額とは関係なく必要な治療が無料で受けられますが、その他の給付内容は「給付基礎日額」によりそれぞれ支給される金額が異なります。

～ 労災の休業給付までに必要な期間は？ ～

万一おケガをされた場合、事務局へご連絡を頂ければ、すぐにまずは治療を受けておられる病院へ提出頂く「療養補償給付」の申請書を作成しご郵送します。その申請書により治療費用は不要になります。その後4日以上ケガが原因で休業された場合は、「休業補償給付」の申請をしますが、「休業補償給付」は、休業期間の証明を病院で受けた申請書を労働基準監督署へ提出した後、申請が承認されて給付金が振り込まれる迄、早くても1ヵ月半から2ヵ月程度の日数がかかります。休業されて大変な時期にはなりますが、労災の制度上お待ち頂く期間になりますので、ご了承をお願い致します。



来年に備えて今年の1年の疲れを丁寧にほぐしてください！！



心身ともに万全の整えが年末年始の体調・安全の元！末作業の最後まで作業中・移動中にはくれずれも周りの確認をしっかりと。自分も他人も守りましょう。作業内・作業外でも油断なく！特に車の移動等にご注意下さい。・・・お休みは身体をゆっくり休めてあげてください。

・・・ゆく年くる年。一人親方の皆様、ご家族様、よいお年をお迎えくださいませ。・・・

体調応援サブリ同封しています。体調を整えて今日も明日も      ご安全に！！

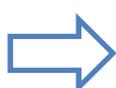
# 次年度（H28年度）の更新の手続き予定 ご案内

労災制度は、毎年4月から翌年の3月までの1年間で区切られています。  
現在ご加入いただいている労災保険の有効期間は平成28年3月31日までのもので、4月以降も引き続きご加入頂く為には3月中に更新の手続きをして頂く必要があります。下記の予定で更新のご案内をさせていただきますので、次年度以降も引き続き一人親方労災制度にご加入頂きますようお願い申し上げます。

## 1 「更新のご案内・お手続き書類」を皆様へ郵送します。

平成28年2月下旬（20日以降）予定

- ・更新時には、「給付基礎日額」の変更が出来ます。  
※更新時期にしか金額の変更が出来ませんので、ご自身の収入に見合った金額で、3,500円～25,000円の16種類から選んでください。  
※分割加入制度をご利用になれる場合は「前期」で選択していただいた給付基礎日額が「後期」にも適用されますので、ご注意ください。
- ・年間事務会費は1万円です。（別途の入会金や更新費はありません。）



継続加入される場合は「更新届」、脱退される場合は「脱退届」のご返送をお願いいたします

## 2 継続加入される皆様へ「費用（保険料・事務会費）」のご案内をします。



指定期日（3月20日頃予定）までに、費用のお振込みをお願いします。

## 3 ご入金確認後、平成28年4月1日からの「加入者証」を郵送します。

- ・1年間（分割加入の場合は前期加入期間）有効の加入者証ですので、大切に携帯してください。

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局  
(安達社会保険労務士事務所)

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！ H/P <http://www.oyakatar.jp/>